



第5回嘉麻市農業委員会総会（令和6年5月13日）

事務局 まず初めに5月1日付の辞令により農業委員会事務局の守上が農政係との併任、農政係の中川が農業委員会事務局との併任の辞令が出ておりますので紹介したいと思います。

【守上・中川紹介】

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしてください。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員15名中、欠席者4番田子森委員、10番松尾委員であり過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送しておりました令和6年第5回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と本日お配りしていますクールビズの実施についての3点です。ご確認をお願いいたします。

それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和6年第5回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。

会場 【農業委員会憲章朗読】

事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声】

議長 署名委員につきましては、14番 縄田副会長と1番 武田委員にお願いします。

議長 それでは、議事に入ります。

議案第19号を議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、1 ページをお願いいたします。  
議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。  
令和 6 年 5 月 13 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、農地法第 3 条関係におきまして、2 件の申請が出ております。  
それでは、2 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：畑 地積：571 m<sup>2</sup>

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 (67)

申請人譲渡人：飯塚市〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 (46)

譲受人耕作地 自作地：5,166.43 m<sup>2</sup> 借入地：なし

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する  
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3  
条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、  
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページ  
に申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号 1 番について、地区担当：永水推進委員に説明をお願いいたします。

永水推進委員 〇〇氏より〇〇氏から畑を譲り受けること報告受けましたのでここに報告いたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。  
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議長 続きまして、審議番号 2 番について、地区担当：中嶋推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

事務局

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：874 m<sup>2</sup> 他 3 筆  
計 2,761 m<sup>2</sup>

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (65)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (90)

譲受人耕作地 自作地：6,073.81 m<sup>2</sup> 借入地：34,409 m<sup>2</sup> 計 40,482.81 m<sup>2</sup>

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の（子）〇〇 〇〇氏が、譲渡人であり、（父）〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、3 ページに位置図、4 ページと 5 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。  
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。  
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、議案第 20 号を議題といたします。

事務局 それでは、3 ページをお願いいたします。  
議案第 20 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。

令和6年5月13日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。それでは4～15ページをお願いいたします。

- (1) 利用権設定が新規 30件 94筆 168,003.20㎡
- 更新 23件 57筆 99,702.00㎡ 計 53件 151筆 267,705.20㎡
- 所有権移転が3件 8筆 12,507㎡
- 利用権設定（中間管理事業）が3件 10筆 12,629㎡

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

武田委員 ○○さんとは？

議長 ○○ ○○さんのところで働いてある従業員の方です。

武田委員 ご住所は？

事務局 住所は福岡市の○○区です。

藤島委員 ○番○○ ○○さんが春日市ということで気になるのですが、通ってあるのですか？

山崎委員 通われて平日も作業されて問題ないと思います。

議長 その他質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思っております。

議長 続きまして、議案第 21 号を議題といたします。

事務局 それでは、16 ページをお願いいたします。  
 議案第 21 号 農用地利用配分計画（案）について  
 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見  
 が求められているため審議に付する。  
 令和 6 年 5 月 13 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。  
 それでは 17 ページをお願いいたします。  
 (1) 利用権設定（中間管理事業）1 件 10 筆 12,629 m<sup>2</sup>

事務局 こちらは、先ほどの農用地利用集積計画（案）にありました 15 ページの中間管理事業  
 の案件でございます。  
 経過措置により農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思わ  
 れますが、ご審議よろしくをお願いいたします。  
 以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

藤島委員 議案書 15 ページでは更新となっておりますが、  
 買い手がつかなかったということですか？

事務局 15 ページの新規更新の別の表記が更新になっている農地はもともと  
 ○○○○○○○○が中間管理機構を通して 3 年の期間設定で貸し借り契約を行って  
 いましたが、期限が来たため中間管理機構を通しての貸借の契約を更新しています。  
 短い期間での貸し借りであったため今回更新時期が来て再び契約を結んでいます。

機構を通じて株式会社○○○○○○○○○に貸す契約で、  
 一般の利用権設定の間に機構という組織が入っているということです。  
 期限がきたら更新をする必要があります。中間管理機構を使われる方は 10 年や 15 年  
 などの期間設定をされますが、契約期間が短かったため更新時期が来て更新されていま  
 す。

議長 よろしいでしょうか。他に質問はございますか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。  
 本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいで  
 しょうか。

会 場 【異議なし】

議 長 本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。

議 長 続きまして、通知第 5 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、18 ページをお願いいたします。  
通知第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。  
令和 6 年 5 月 13 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は 23 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており  
19～25 ページに報告書を添付しております。以上でございます

議 長 本件は報告のみでございます。

議 長 続きまして、会議次第 5 番、報告事項を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 公共事業に関する農地の一時使用報告書について嘉麻市土木課長より届出が 1 件あつ  
ております。  
それでは 26 ページをお願いいたします。  
市営河川桜川の災害復旧工事に伴う仮設進入路として令和 6 年 4 月 12 日から 5 月 1  
3 日まで〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇番〇の田 812 m<sup>2</sup>を一時使用する旨の届け出が  
あっております。資料 6 ページから 7 ページに関係資料を添付しております。以上で  
ございます。

議 長 最後に、会議次第 6 番、その他に入らせていただきます。  
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 前回総会で各委員のご意見をもとに、地域計画策定に伴い、各地域の進捗や、地元協議  
の中で役立った進め方などの情報共有の会を総会後に行うことが決まりました。また以  
前より作成することになっていた農業委員会だよりもうまく活用し、地元の農家さん  
にも効果的にご案内や情報共有が図れるものと考えています。つきましては、情報共有の  
会の前に、まず農業委員会だよりの編集委員を決めたいと思います。人数は各地区から  
1 名ずつの 4 名に会長・副会長を加えた計 6 名を想定しております。ご意見等ござい  
ましたら次第、その他終了後にお受けしたいと思います。  
(2) 次回総会の日程についてでございますが、6 月 12 日(水) 10:30 からとなつ  
ておりますので、よろしくをお願いいたします。  
(3) お手元にお配りしていますクールビズの実施ですが、5 月 1 日から 10 月 31 日

までとなっておりますのでお知らせいたします。以上でございます。

議長 長 それでは編集委員の選出を行います。まず各地区 1 名ずつの選出にご異議ありませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 長 それでは各地区 1 名の選出をお願いいたします。

会場 【選考】

議長 長 山田地区 山田委員・碓井地区 中嶋委員・稲築 中村委員・嘉穂地区 藤島委員の 4 名が編集委員ということで皆さんの話し合いで選出されましたが、これにご異議ありませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 長 では各地区の編集委員の方々よろしくをお願いいたします。委員さんの方からは、他に何かございますか？

会場 【なしの声あり】

議長 長 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 長 これにて、本日の農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

14 番委員

1 番委員